（入札説明書別冊２）

請負契約書

件 名：　エジプト国エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト向け機材（プローブステーション）

平成　　年　　月　　日

請　負　契　約　書

１．契 約 番 号　　第　　号
２．件　　名　エジプト国エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト向け機材（プローブステーション）
３．物品名及び数量　別添内訳書のとおり
４．仕　　様　別添内訳書のとおり
５．契　約　金　額　金　　円
（内訳：DAP機材金額　　円、
据付技師派遣費用　　円）
６．納　入　期　限　平成24年11月30日
（納入期限は、プロジェクトサイトでの納入前検査完了までとする。）
７．据付技師派遣時期：平成24年12月
８．履行期間　契約締結日より平成25年1月31日まで
（履行期限は、プロジェクトサイトでの据付等業務が完了し、完了報告書の提出までとする。）
９．船積地　受注者の手配による
10．仕向空港　エジプト国カイロ国際空港
11．仕向地（プロジェクトサイト所在地）　エジプト国アレキサンドリア
Egypt-Japan University of Science and Technology (E-JUST)
New Borg El-Arab, Alexandria, Egypt

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　小寺　清（以下「 発注者 」という。）と（以下「受注者」という。）とは頭書の物品の売買契約を次の条項により締結する。

（信義、誠実の義務）
第１条　発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
（納品、輸送、保険及び据付）

第２条　受注者は、頭書の物品を頭書に示すところに従い発注者に引き渡さなければならない。
２　契約物品のうち輸出検査および国営検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。
３　受注者は、契約物品に十分な輸出梱包及び仕向国内輸送用梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
４　契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び輸出梱包の荷印については別添引渡し条件によるものとする。
５　受注者は、契約物品にかかる輸出通関、仕向地に至るまでの輸送手配、船積等輸出手続きを行うものとする。
６　受注者は、契約物品を出荷地から仕向地に至るまで輸送しなければならない。
７　受注者は、必要に応じ仕向地での検収までに至る契約物品の輸送、保管にかかる貨物輸送保険を付保しなければならない。
８　受注者は、出荷準備完了後、発注者に対し速やかに船荷証券、送り状、梱包明細書（以下「船積書類」という。）を提出しなければならない。
９　受注者は、輸送途中において物品の損害あるいは損失があった場合は、代替品の納入もしくは修理をしなければならない。
１０　受注者は、契約物品の開梱、検収、据付、動作検証、操作・保守管理指導・導入研修等を行うものとする。
１１　受注者は、契約物品の据付中、受注者側の過失により契約物品に損害あるいは損失があった場合は、代替品の納入もしくは修理をしなければならない。

（輸出貿易管理令）

第３条　受注者は、契約物品について、出荷国及び仕向国における輸出入安全管理に関する法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等の取得を要するか否かを確認し、発注者に所定の様式により報告しなければならない。
２　発注者は、前項による受注者の報告に基づき、輸出許可の取得を必要とする物品（以下「輸出許可物品」という。）及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可取得後まで留保するとともに、当該物品の納期について別途定めることができる。
３　受注者は、輸出許可物品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力しなければならない。

４　受注者が、第１項に定める報告を怠った結果生じる、物品の製作及びその他の費用に関　する損害については、受注者が負担する。
５　発注者は、輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

（納入前検査）

第４条 受注者は、契約物品の納品に先立ち、頭書に定める仕向地において、発注者の指定する者による員数、仕様等につき発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。
２　受注者は、前項による検査に合格した場合、発注者による合格確認を得た立会検査報告書を発注者に提出しなければならない。
３　受注者は、第１項による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を納品しなければならない。

（据付完了検査及び引渡）

第５条 受注者は、契約物品の現地据付等業務完了後、発注者の指定する者による検査を受け、これに合格しなければならない。
２　受注者は、前項による検査に合格した場合、発注者による合格確認を得た据付完了報告書を発注者に提出しなければならない。
３　前項の検査の結果、合格と認めたときをもって引渡を完了したものとする。不合格となったときは、受注者は遅滞なく必要な補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出し、再検査を受けなければならない。
４　受注者の責に帰することのできない事情により合格に至らない場合の引渡の完了時期については、発注者受注者協議の上定めるものとする。

（危険負担）

第６条　前条に定める引渡が完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第７条 第６条による引渡し完了後においても、契約物品について瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の修理又は代替品の納入をしなければならない。

（契約保証金）

第８条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

（代金支払）

第９条　発注者は、第５条による引渡完了後、受注者より適法なる支払請求書

を受理した日から３０日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

（部分払い）

第１０条　発注者は、契約物品の納入前検査が完了した後に受注者から支払い請求があった場合、契約金額の９割の額を上限として部分払い金を支払うことができる。この場合における支払いについては第９条の規定に準ずるものとする。

（支払遅延利息）

第１１条　発注者は、第９条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。

（履行期間延長）

第１２条　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書の納入期限内に当該物品を納入することができないとき、または頭書の履行期限までに当該物品の引渡しすることができないときは発注者の定める日数の範囲内で納期延長または履行期限の延長を認めることがある。この場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。ただし、頭書で分割納入を認めている場合は既納分割納入分を除く。）に対し年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注者より徴収する。ただし、端数計算については第１１条に準ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、その納入期限または履行期限の延長が天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第１３条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条

の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第１１条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第１４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第１５条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第１２条による納入期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた納入期限内に契約物品を納入しないとき、又は発注者が納入を完了する見込みがないと認めたとき。

（２）第１２条による履行期間延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた履行期間内に契約物品を引渡しないとき、又は発注者が引渡を完了する見込みがないと認めたとき。

（３）受注者が本契約の条項に違反したとき。

（４）受注者が他から執行保全処分、強制執行、公売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは会社整理、特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらの申し立てをしたとき。

（５）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。

（６）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。

（７）契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき。
（８）受注者が第１３条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。
２　前項第１号又は第２号の規定により契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の１００分の１０に相当する解約違約金を支払わなければならない。
（発注者の事務委任）
第１６条　発注者は、本契約の履行に必要な発注者の業務の一部を、インテムコンサルティング株式会社に事務委任するものとする。
（契約の公表）
第１７条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること
(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
(1) 第2項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
(2) 受注者の直近３ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
(3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
（紛争の解決方法）
第１８条　本契約に関し紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
（疑義の決定）
第１９条　本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　東京都千代田区二番町 5 番地 25
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清

受注者

【引渡条件】

本内訳書の機材の納品及び輸送は、第２条により次のことを満足するものとする。

１　提出資料：

提出資料名	同梱用	機構提出用
カタログ	不要	不要
取扱説明書（英文）	1部	不要
パーツリスト	不要	不要
試験成績書（英文）	不要	不要
図面	不要	不要

２　電源仕様：

単相電圧　(220V)　　周波数(50Hz)　プラグ形状(C)

三相電圧　(380V)　　周波数(50Hz)　プラグ形状(C)

上記以外の場合は付属書１「機材仕様明細書」に記載のとおりとする。

３　マーキング：

（１）　ケースマーク（黒字）

（宛先）E-JUST

ＪＩＣＡ

（仕向地）Alexandria, Egypt

Ｃ/Ｎｏ.

（２）　サイド・マーク（赤字）

TECHNICAL COOPERATION BY THE

GOVERNMENT OF JAPAN

（３）　CAUTION/CARE MARK　(TOP MARK 等)

4　銘　板：

英文品名、製造番号、製造年月、使用電源、メーカー名を明記した銘板を取り付けること。

5　輸送条件：

空送により、仕向空港をエジプト国カイロ国際空港とし、仕向地（プロジェクトサイト所在地）まで輸送する。

6　仕向地（プロジェクトサイト所在地）：　エジプト国アレキサンドリア

Egypt-Japan University of Science and Technology (E-JUST)
New Borg El-Arab, Alexandria, Egypt

7　コンサイニー等

(Consignee)

Ministry of Higher Education of the Arab Republic of Egypt
101 Elkaser El ani st, Cairo, Egypt
Tel :+20-2792-4189
Fax :+20-2794-1005

(Notify Party)

① JICA Egypt Office
World Trade Center 8th Floor,
1191 Corniche El Nile St., Boulak,Cairo, Egypt
Tel:+20(2)-2574-8240,41,42,44　Fax:+20(2)-2574-8243

② Mr. Okano Takasei, Project Coordinator
Egypt Japan University of Science Technology
New Borg El Arab, Alexandria, Egypt
Tel:+20-12-131-3165

③　Same as Consignee

8　据付技師派遣：

次の通りプロジェクトサイトでの据付調整関連業務のため、技師派遣を行う。
平成 24 年 12 月、5 日間程度（据付２日間、導入研修３日間を想定）

9　輸送書類（英文）：

（1）Air Waybill、Invoice、Packing List の写しを出荷フライトの 7 営業日前までに発注者に提出すること。コンサイニー等の記述が仕向国での免税通関に重要となるので、記載ミスがある場合には訂正を求める。

（2）シッパー名は、受注者 on behalf of JICA とすること。

（３）Airway Bill、Invoice、Packing Listには、以下の文言を記入する。
″The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. (Presidential decree number 490 for the year 1983)″

10　その他の書類の要否

提出書類名	機構提出用	コンサイニー用
① Airway Bill	副１通	正１通
② Invoice	副１通	正１通
③ Packing List	副１通	正１通
④ 包材熱処理証明書	不要	不要
⑤ 産地証明書	不要	不要
⑥ 領事査証	不要	不要
⑦ 非木材証明書	不要	不要
⑧ 輸送日程報告カード（確定）	副１通	正１通
⑨ その他　特になし		

（契約様式１）

立会検査報告書　　**件名：エジプト国エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト向け機材（プローブステーション）**

検査年月日：平成　　年　　月　　日　　検査場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　納入会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

検査項目												
番号	検査品目	規格	銘柄	数量	品質	性能	銘版	輸出検査	提出書類	梱包・船積条件	ODA/JICA シール添付の有無	備考
1	セミオートプローブステーション											

詳細は別添内訳書のとおり

立会検査所見欄：　　合格　(注：問題がある場合は具体的に記載)

発注者側立会検査員：所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印（自署）

受注者側責任者：　所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印（自署）

（記載上の注意）・検査品目を記載の上、検査品目の種類に応じて各検査項目に沿って検査を行う。検査報告書等、別途文書を添付して検査内容欄に「別添のとおり」と記すことも可能である。
・検査の結果、合格であれば各項目に「○」又は「レ」点を、問題があれば「不可」と記載し、その理由を備考欄に具体的に記載する。
・様式３号・別紙が１枚で足りない場合は、２枚以上使用し、右上にページの連番をふる。
・備考欄は、問題点・留意点等がある場合に必要に応じて使用する。

（契約様式 2）

【業務完了報告書】

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

《受注者会社名》
《代表者役職名》
《代表者名》　　印

件名：　エジプト国エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト向け機材（プローブステーション）

平成　　年　　月　　日付にて請負契約を締結した標記業務については、平成　　年　　月　　日をもって別添の据付完了報告書のとおり完了しましたので報告します。

据付技師氏名：
所属：
派遣期間：平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
特記事項：

以上

提出資料：据付完了報告書

（契約様式 3）

【据付完了報告書】

据付完了報告書

件名：　エジプト国エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト向け機材（プローブステーション）

検査年月日：
検査場所：
納入会社名：

検査項目	内容	判定	備考
開梱	目立った外損の有無	有・無	
検収	欠品の有無	有・無	
	破損の有無	有・無	
据付・調整	問題の有無	合格・不合格	
動作検証	問題の有無	合格・不合格	
操作・保守管理指導、導入研修	受講者の理解度	合格・不合格	
その他		合格・不合格	

発注者側立会検査員：（自署）　　印

受注者側責任者：（自署）　　印

据付技師：　（自署）　　印

・判定欄の選択肢に「〇」または「レ」点を付し、問題があればその理由を備考欄に具体的に記載する。
・受注者側責任者は立会検査に立ち会わない場合、後日、内容確認の上、署名することも可とする。